

4川健生自第2119号
令和5年2月28日

各生活保護法指定医療機関
御担当者様

川崎市健康福祉局
生活保護・自立支援室担当課長

他法による公費負担医療適用を受ける場合の医療券発行取扱いの変更について
(通知)

標記のとおり、発行医療券の取扱いの変更について、通知します。

川崎市では現在、自立支援医療等の公費負担医療を取得している場合、該当の公費負担医療の対象とならない診療分の請求に対して生活保護法の医療扶助が全額適用されることから、単独医療券を発行することとしておりましたが、令和6年3月に稼働を予定している医療扶助のオンライン資格確認において、レセプト請求と医療券情報の情報照会が行われるため、請求形態に合わせて医療券を発行すること（生活保護単独レセプトの場合は単独医療券、公費併用の場合は併用医療券）となりました。

したがって、先行して令和5年4月1日以降において、自立支援医療等の公費負担医療がある場合は、併用医療券を発行するよう順次切り替えてまいります。令和6年3月までの間、同様の公費負担医療資格状況でも単独医療券、併用医療券が混在することが想定されますが、レセプト請求上での資格情報が適正であれば、請求は今まで通り問題なく受け付けます。また、新規で資格取得された受給者においては、資格取得時点から併用医療券を発行、適用することとなります。なお、既発行分の単独医療券については、併用医療券の出し直しは致しません。

今後、オンライン資格確認の導入に伴い、変更が発生する可能性がございます。その際には、改めて周知してまいりますので、御承知おきください。

(健康福祉局生活保護・自立支援室 内田担当)

電話 044-200-2645

FAX 044-200-3929

e-mail 40hogo@city.kawasaki.jp